福水第８０８８号
令和６年６月１１日

福崎町上下水道事業審議会
会　長　　瓦　田　沙　季　様

福崎町長　尾　﨑　吉　晴

適正な下水道使用料等のあり方について（諮問）

福崎町上下水道事業審議会条例（平成 25 年条例第 11 号）第 2 条の規定に基づき、下記の事項について諮問いたしますので、ご審議頂きますようお願いいたします。

【諮問事項】
下水道使用料等のあり方について

【諮問理由】
下水道事業（公共下水道事業、農業集落排水事業、個別排水処理事業）は、公衆衛生の向上、公共用水域の水質保全等住民生活に重要な役割を果たす事業です。本町では、農業集落排水事業において、平成 6 年度から順次、同区域の供用を開始してきました。その後、平成 17 年 3 月には福崎浄化センターが完成し、公共下水道区域の供用を開始しています。また、効率的な経営を実現するために、平成 25 年度に水道課と下水道課を統合、さらに平成 28 年度からは、経営状況の明確化や事業の透明性の向上を目的に、下水道事業へ地方公営企業法の全部を適用しました。

一方で、令和 3 年度策定の「福崎町下水道事業経営戦略」においては、使用料収入は微増傾向にあるものの、依然、一般会計からの繰入金に依存しなければ経営が維持できない見込みとなりました。このようなことから、今後は効率的な経営を目指し、健全な運営を確保するため、経営基盤となるべき使用料水準の適正化を進める方針です。また、区域によって異なる使用料体系、受益者負担金及び新規加入金についても、今後、施設の統廃合を実施する方針であること等を踏まえ、併せて統一を進めたいと考えています。

つきましては、事業の重要な財源として、利用者にご負担いただいております公共下水道事業及び農業集落排水事業等における適正な使用料水準やその体系、負担金のあり方について、貴審議会のご意見を賜りたく諮問いたします。